令和 7 年第 3 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴 及 び 同 説 明 資 料 綴

(その 9)

堺　　市

目　　次

頁

議案第　72　号　堺市職員の育児休業等に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例‥‥‥‥‥‥ 3

議案第　73　号　堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例‥‥‥‥‥ 9

議案第　74　号　堺市立自転車拠点施設条例‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 11

議案第　75　号　工事請負契約の締結について
［三国丘中学校校舎改築工事］‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 23

議案第　76　号　工事請負契約の締結について
［三国丘中学校校舎改築工事に伴う電気設備工事］‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 27

議案第　77　号　自転車賑わい拠点事業に係る公共施設の整備費用負担に関する協定書の締結について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 31

議案第　78　号　物品の買入れについて
［救助工作車Ⅲ型　1台］‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 35

議案第　79　号　物品の買入れについて
［水槽付消防ポンプ自動車（CD-Ⅰ型、救助仕様）　2台］‥‥‥‥‥‥‥ 37

議案第　80　号　町の区域の変更について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 39

議案第　81　号　市道路線の認定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 43

議案第　82　号　大字金田共有地処分について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 49

報告第　16　号　地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について‥‥‥ 53

令和7年第3回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令 和 7 年 8 月 1 8 日
堺市長　永 藤 英 機

議案第　72　号　　堺市職員の育児休業等に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第　73　号　　堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第　74　号　　堺市立自転車拠点施設条例

議案第　75　号　　工事請負契約の締結について

議案第　76　号　　工事請負契約の締結について

議案第　77　号　　自転車賑わい拠点事業に係る公共施設の整備費用負担に関する協定書の締結について

議案第　78　号　　物品の買入れについて

議案第　79　号　　物品の買入れについて

議案第　80　号　　町の区域の変更について

議案第　81　号　　市道路線の認定について

議案第　82　号　　大字金田共有地処分について

報告第　16　号　　地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

議案第　72　号

堺市職員の育児休業等に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

（堺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　堺市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１２条」の次に「及び第１９条第６項」を、「第１０条第１項及び第２項」の次に「（育児休業法第１１条第２項において準用する場合を含む。）」を加え、「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第２３条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削る。

第２４条の見出しを「（第１号部分休業の承認）」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。

第２４条第２項中「（非常勤職員を除く。）」を削り、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第３項を削る。

第２４条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２４条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1)　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2)　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間

数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

(3) 勤務日に休憩時間があり、かつ、当該休憩時間の前後の勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２４条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２４条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

(2) 非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２４条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２５条中「職員が」の次に「育児休業法第１９条第１項に規定する」を加える。

第２６条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第２６条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

第２７条第１項の表以外の部分中「第２４条第１項」の次に「、第２４条の２」を加え、同項の表中

「

第２４条第１項	３０分	１５分

を

」

「

第２４条第１項	３０分	１５分
第２４条の２本文及び第２号	１時間	１５分
第２４条の２第１号及び第３号	勤務時間に分を単位とした時間がある	勤務時間が１５分の整数倍の時間でない

に

」

改める。

第２８条第２項の表以外の部分中「第２４条第１項」を「第２４条、第２４条の２」に改め、同項の表中

「

第２４条第１項	３０分	３０分（教職員にあっては、１５分）

を

」

「

第２４条第１項	３０分	３０分（教職員にあっては、１５分）
第２４条第２項	２時間	２時間（１日につき定められた勤務時間が６時間以下である者にあっては、１時間３０分）
第２４条の２本文	１時間	１時間（教職員にあっては、１５分）
第２４条の２第１号	場合	場合（教職員にあっては、１回の勤務に係る日ごとの勤務時間が１５分の整数倍の時間でない場合）
第２４条の２第２号	場合	場合（教職員にあっては、第２号部分休業の残時間数に１５分未満の端数がある場合）
第２４条の２第３号	場合	場合（教職員にあっては、当該休憩時間の前後の勤務時間が１５分の整数倍の時間でない場合）

に

」

改める。

第３１条を第３２条とし、第３０条を第３１条とし、第２９条の次に次の１条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第３０条　任命権者は、前条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 前条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出

職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第２条　堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成１８年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２２条第２項中「一部（」を「全部又は一部（」に改め、「範囲内」の次に「又は１年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第５号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第１条の規定による改正後の堺市職員の育児休業等に関する条例第２４条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

（議案第　72　号説明資料）

堺市職員の育児休業等に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

1　改正の趣旨

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）の一部改正により部分休業制度が拡充されること及び国家公務員に係る「育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備」に関する措置を踏まえ、本市における部分休業制度、仕事と育児との両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第４項の規定に基づき、国家公務員との権衡を図った措置を講ずることとし、所要の改正等を行うものであること。

(2) 本市における非常勤職員に係る部分休業について、１日につき取得可能な上限時間を常勤職員に準じたものにするための所要の改正を行うものであること。

2　施行期日

令和７年１０月１日から施行するものであること。

議案第　73　号

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成２５年条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表の第１項の表堺市中百舌鳥駅前北側広場活用等事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

堺市元堺消防署用地活用事業者選定委員会	元堺消防署用地活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	５人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（議案第　73　号説明資料）

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

1　改正の趣旨

元堺消防署用地活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務を行うため、堺市元堺消防署用地活用事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

2　施行期日

公布の日から施行するものであること。

議案第　74　号

堺市立自転車拠点施設条例

（設置）

第１条　自転車に係る体験、学び及びレクリエーションを通じて、自転車の魅力や楽しさに触れる機会を創出することにより、自転車文化の創造及び発信を促し、もって都市魅力の向上及び「サイクルシティ堺」の推進に資するため、堺市堺区遠里小野町１丁他に堺市立自転車拠点施設（以下「自転車拠点施設」という。）を設置する。

（事業）

第２条　自転車拠点施設は、前条に規定する設置目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 自転車利用者の裾野の拡大及び自転車の安全な利用促進に資する事業に関すること。

(2) 自転車利用者の利便性の向上及び交流の場の提供に関すること。

(3) 自転車に係る体験及び教室に関すること。

(4) 施設の機能を有効活用し、多くの人が訪れるような自転車拠点施設の魅力の創造、健康増進の機会の創出及び自転車を通じた地域における共創の場の形成に寄与するための事業に関すること。

(5) 自転車拠点施設及び自転車に係る魅力の情報発信に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する設置目的を達成するために市長が必要と認める事業に関すること。

（有料施設）

第３条　自転車拠点施設（駐車場を除く。）のうち有料で使用させる施設（以下「有料施設」という。）は、別表第１のとおりとする。

２　有料施設を共用使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

３　市長は、前項の許可に、自転車拠点施設の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

（行為の制限）

第４条　自転車拠点施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様と

する。

(1) 自転車拠点施設の全部又は一部を独占して使用すること。

(2) 特別の器具、設備、機材等を設けること。

(3) 物品又は飲食物の販売、展示又は提供その他営利を目的とする行為をすること。

(4) 募金その他これに類する行為をすること。

(5) ポスター、チラシその他これらに類するものを掲示し、又は配布すること。

(6) 興行をすること。

(7) 業として写真、映画等を撮影すること。

2　市長は、前項各号に掲げる行為が、自転車拠点施設の管理上又は設置目的上支障がなく、かつ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益にならず、及びなるおそれがないと認める場合に限り、同項の許可をすることができる。

3　市長は、第１項の許可に、自転車拠点施設の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

（使用料）

第５条　第３条第２項の規定により有料施設の使用の許可を受けた者及び前条第１項の許可を受け、かつ、自転車拠点施設の全部又は一部を独占して使用する者（以下これらを「使用者」という。）は、別表第２に定める額の範囲内において市長が定める使用料を前納しなければならない。

2　附属設備その他器具備品等を使用しようとする者は、市長が定める使用料を前納して使用することができる。

3　前２項の使用料は、市長において特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

4　市長は、特別の理由があると認めるときは、第１項及び第２項の使用料を減額し、又は免除することができる。

5　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第６条　使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は他人に使用させ、若しくは許可を受けた目的以外に使用してはならない。

（許可の取消し等）

第７条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第３条第２項の規定による使用の許可又は第４条第１項の規定による許可（以下これらを「使用許可」という。）を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。

(2) 使用許可に付した条件に違反したとき。

２　前項の規定による使用許可の取消し等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

（使用者の管理義務）

第８条　使用者は、使用期間中その使用に係る施設、附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したとき。

(2) 使用許可の期限を過ぎても使用を終えないとき。

（原状回復義務）

第９条　使用者は、自転車拠点施設の使用を終了したとき、第７条第１項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止され、又は退去を命じられたときは、使用した施設、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。

２　市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

（駐車場の使用料）

第１０条　自転車拠点施設の駐車場を使用しようとする者は、別表第３に定める額の範囲内において市長が定める使用料（以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。

２　駐車料金は、自動車を駐車させた者から当該自動車を出場させる際に徴収する。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、入場させる際に徴収することができる。

３　市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

４　既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（駐車料金の不徴収）

第１１条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

(1) 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３９条第１項に規定する緊急自動車

(2) 道路整備特別措置法施行令（昭和３１年政令第３１９号）第１１条の規定により国土交通大臣が定める自動車

(3) 道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号）第３条の３の規定により国土交通大臣が定める自動車

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める自動車

（利用の制限）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、利用を制限し、入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ、若しくは施設、附属設備その他器具備品等を損傷し、又はそれらのおそれがあると認められる者

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者

(3) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者

(4) 自転車拠点施設における管理上の指示又は指導に従わない者

(5) 前各号に掲げる者のほか、自転車拠点施設の管理上支障があると認められる者

（禁止行為）

第１３条　何人も、自転車拠点施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為

(2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為

(3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為

(4) 前３号に掲げるもののほか、自転車拠点施設の管理上支障があると認められる行為

２　市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、自転車拠点施設からの退去を命ずることができる。

（損害の賠償）

第１４条　自転車拠点施設（駐車場を除く。）の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなけれ

ばならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（駐車の拒否）

第１５条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

(1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。

(2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。

(3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。

(4) その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

２　市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

（駐車場における禁止行為）

第１６条　何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げる行為

(2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為

(3) 前２号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為

２　市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

（駐車場に係る損害賠償）

第１７条　駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

(1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) 前２号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

（指定管理者による管理）

第１８条　市長は、自転車拠点施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に自転車拠点施設の管理を行わせることができる。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第１９条　前条の規定により指定管理者に自転車拠点施設の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 使用許可その他の自転車拠点施設の運営に関する業務

(2) 第２条各号に掲げる事業の実施等に関する業務

(3) 自転車拠点施設の施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務

(4) 前３号に掲げるもののほか、自転車拠点施設の管理上市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の手続）

第２０条　市長は、第１８条の規定により指定管理者に自転車拠点施設の管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

２　指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。

(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。

(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。

(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。

(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。

(6) 管理経費の縮減が図られること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

（公告）

第２１条　市長は、前条第３項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第２３条第１項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

（報告、調査及び指示）

第２２条　市長は、自転車拠点施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第２３条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により自転車拠点施設の管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

２　前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

（利用料金）

第２４条　市長は、自転車拠点施設の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

２　前項の場合における利用料金の額は、別表第２及び別表第３に定める額（附属設備その他器具備品等にあっては、あらかじめ市長が定める額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

３　市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

４　自転車拠点施設（駐車場を除く。）を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

５　自転車拠点施設の駐車場を利用した者は、自動車を出場する際に当該駐車場に係る利用料金を指定管理者に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

６　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

７　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することが

できる。

（管理の基準）

第２５条　自転車拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 使用の許可等は、第３条、第４条及び第７条の規定の例により行うこと。

(2) 開場時間及び休場日並びに利用時間（次項において「開場時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定めること。

(3) 個人に関する情報（以下この項において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

２　前条第３項の規定は、前項第２号の規定により指定管理者が開場時間等を定めた場合について準用する。

（指定管理者に係る損害の賠償）

第２６条　指定管理者は、故意又は過失により自転車拠点施設の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

第２７条　この条例に定めるもののほか、自転車拠点施設の管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備行為）

２　この条例の施行の日以後の使用に係る使用許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により

行うことができる。

（指定管理者の指定の手続の特例）

３　市長は、自転車拠点施設の最初の指定管理者を指定する場合においては、第２０条の規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）の規定に類する手法により選定された事業者があるときは、当該事業者（複数の法人その他の団体で構成される場合にあっては、自転車拠点施設を管理する法人その他の団体とする。）を指定管理者に指定することができる。

４　市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。

別表第１（第３条関係）

有料施設	自転車体験施設

別表第２（第５条、第２４条関係）

１　使用料

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">施設</th><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>共用使用</td><td colspan="2">自転車体験施設</td><td>１人・１回</td><td>１，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">専用使用</td><td rowspan="4">自転車体験施設</td><td>全体</td><td rowspan="4">平日・全日</td><td>１７０，０００円</td></tr>
<tr><td>トラック</td><td>５７，０００円</td></tr>
<tr><td>パンプ</td><td>５７，０００円</td></tr>
<tr><td>自転車広場</td><td>５７，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋外</td><td rowspan="2">使用面積１平方メートルにつき全日</td><td>１６円</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋内（サイクルステーション内）</td><td>８２円</td></tr>
</table>

備考　この表において「専用使用」とは、第４条第１項の許可を受け、かつ、自転車拠点施設の全部又は一部を独占して使用することをいう。

２　自転車体験施設の専用使用に係る使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日（以下これらを「休日等」という。）に使用する場合　前項に規定する平日・全日の額（以下「基本料金」という。）に１．２を乗じて得た額

(2) 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収し、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為（以下「物品の展示販売等」という。）を行う場合（次号に該当する場合を除く。）　基本料金（休日等に使用する場合にあっては、前号の額。以下同じ。）の２倍以内において市長が定める額

(3) 使用者が次のいずれかに該当する場合　基本料金の３倍以内（使用者が入場料等を徴収し、又は物品の展示販売等を行う場合にあっては、６倍以内）において市長が定める額

ア　自転車を用いずに専用使用をする場合

イ　自転車を用いて専用使用をする場合（当該専用使用に自転車拠点施設の一般の利用者が参加することができない場合に限る。）

３　専用使用をする場合において、許可を得て、規則で定める開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間１時間（３０分以上１時間未満の場合は、１時間とみなす。）につき前２項の規定により徴収すべき使用料の２割以内において市長が定める額を徴収する。

４　特別に電気その他を使用する場合は、実費として市長が算定する額を徴収する。

別表第３（第１０条、第２４条関係）

駐車料金

施設	単位	金額
駐車場	１台・１時間当たり	３００円

（議案第　74　号説明資料）

堺市立自転車拠点施設条例の制定について

1　制定の趣旨及び内容

自転車に係る体験、学び及びレクリエーションを通じて、自転車の魅力や楽しさに触れる機会を創出することにより、自転車文化の創造及び発信を促し、もって都市魅力の向上及び「サイクルシティ堺」の推進に資するため、堺市堺区遠里小野町１丁他に堺市立自転車拠点施設を設置することとし、本条例を制定するものであること。

(1) 事業に関する事項

(2) 有料施設に関する事項

(3) 行為の制限に関する事項

(4) 使用料に関する事項

(5) 権利の譲渡等の禁止に関する事項

(6) 許可の取消し等に関する事項

(7) 使用者の管理義務に関する事項

(8) 原状回復義務に関する事項

(9) 駐車場の使用料等に関する事項

(10) 施設及び駐車場における利用の制限、拒否、禁止行為及び損害賠償に関する事項

(11) 指定管理者における管理、業務の範囲、指定の手続等に関する事項

2　施行期日

公布の日から起算して２年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。

議案第　75　号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1　契約の目的　　三国丘中学校校舎改築工事

2　工事概要　　校舎改築工事

校舎棟改築　鉄筋コンクリート造地上4階建　工事対象延べ面積　8,075.44㎡

昇降機設備工事

3　契約の相手方　　堺市西区宮下町12番1号

堺土建・藤木組建設工事共同企業体

代表構成員　堺土建株式会社

代表取締役　下川　好隆

他の構成員　株式会社藤木組

代表取締役　藤木　幸生

4　契約金額　　2,200,000,000円

うち取引に係る消費税額等　200,000,000円

5　仮契約の日　　令和7年7月18日

（議案第　75　号説明資料）

工事請負契約の締結について

1　契約の締結方法　　総合評価一般競争入札

（地方自治法施行令第167条の10の2第2項による）

2　工　事　期　間　　議会の議決を経た翌日から

令和9年7月21日まで

3　入札執行日時　　第1回　令和7年6月19日　午前10時00分

第2回　令和7年6月24日　午前10時00分

4　入札参加者及び経過　　下記のとおり

経過 / 参加者	技術評価点	第1回入札金額（単位　円）	評価値	備　考
堺土建・藤木組建設工事共同企業体	111	2,100,000,000	5.285	超過
隆栄・国誉建設工事共同企業体	112	2,150,000,000	5.209	超過

経過 / 参加者	技術評価点	第2回入札金額（単位　円）	評価値	備　考
堺土建・藤木組建設工事共同企業体	111	2,000,000,000	5.55	落札
隆栄・国誉建設工事共同企業体		辞退		

（備考）予定価格2,098,366,000円、調査基準価格1,966,502,000円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

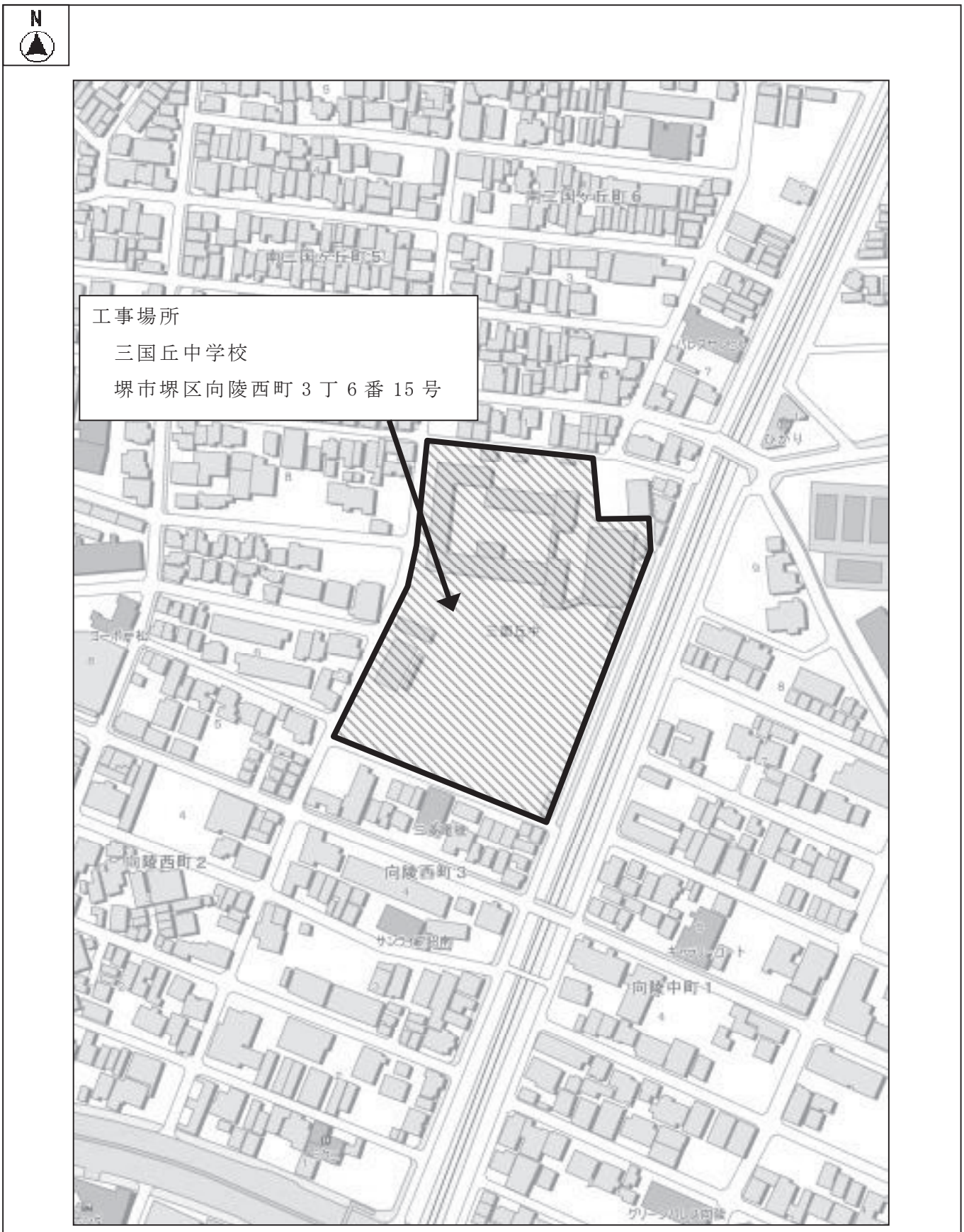

三国丘中学校校舎改築工事	No.1		付近見取図

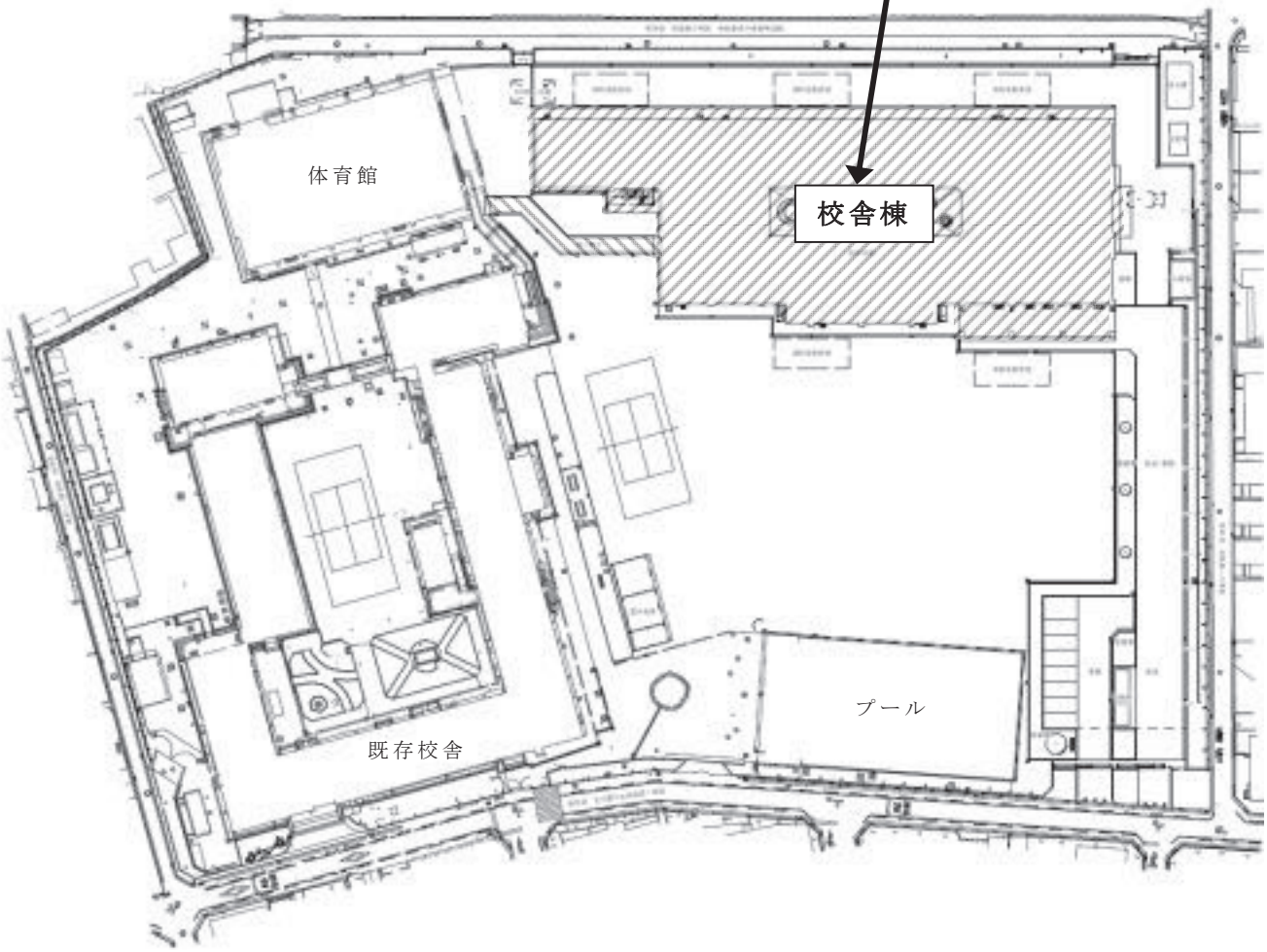

三国丘中学校校舎改築工事	No. 2	配置図

議案第　76　号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1　契約の目的　　三国丘中学校校舎改築工事に伴う電気設備工事

2　工事概要　　電灯設備、動力設備、受変電設備、発電設備、構内情報通信網設備、
構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、
テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、
火災報知設備、構内配電線路、構内通信線路

3　契約の相手方　　堺市北区金岡町534番地2
西尾・小池田建設工事共同企業体
代表構成員　株式会社西尾電設
代表取締役　西尾　崇
他の構成員　株式会社小池田電工
代表取締役　小池田　寛士

4　契約金額　　396,000,000円
うち取引に係る消費税額等　36,000,000円

5　仮契約の日　　令和7年7月16日

（議案第　76　号説明資料）

工事請負契約の締結について

1　契約の締結方法　　総合評価一般競争入札

（地方自治法施行令第167条の10の2第2項による）

2　工　事　期　間　　議会の議決を経た翌日から

令和9年7月21日まで

3　入札執行日時　　令和7年6月26日　午前10時00分

4　入札参加者及び経過　　下記のとおり

経過 / 参加者	技術評価点	第1回入札金額（単位　円）	評価値	備　考
西尾・小池田建設工事共同企業体	110.8	360,000,000	30.777	落札
真鍋電機株式会社	110	365,600,000	30.087	
鶴田電設株式会社	107	295,700,000	26.157	低入札価格調査の結果、落札者としない
東陽・ウエダ建設工事共同企業体	108	279,285,000	25.383	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社Ｒａｉｎｇ		辞退		

（備考）予定価格379,432,000円、調査基準価格352,377,000円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

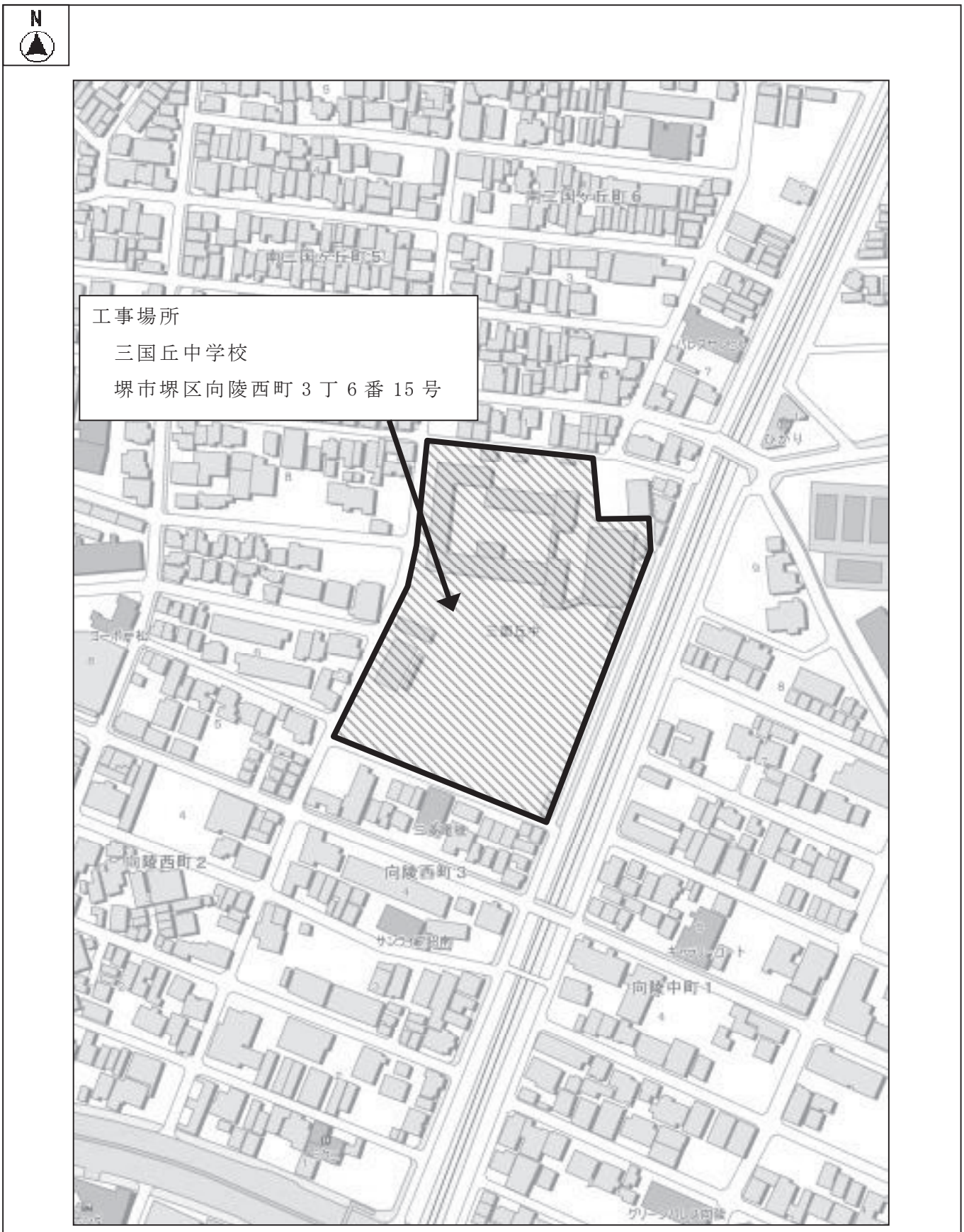

三国丘中学校校舎改築工事に伴う電気設備工事	No. 1		付近見取図

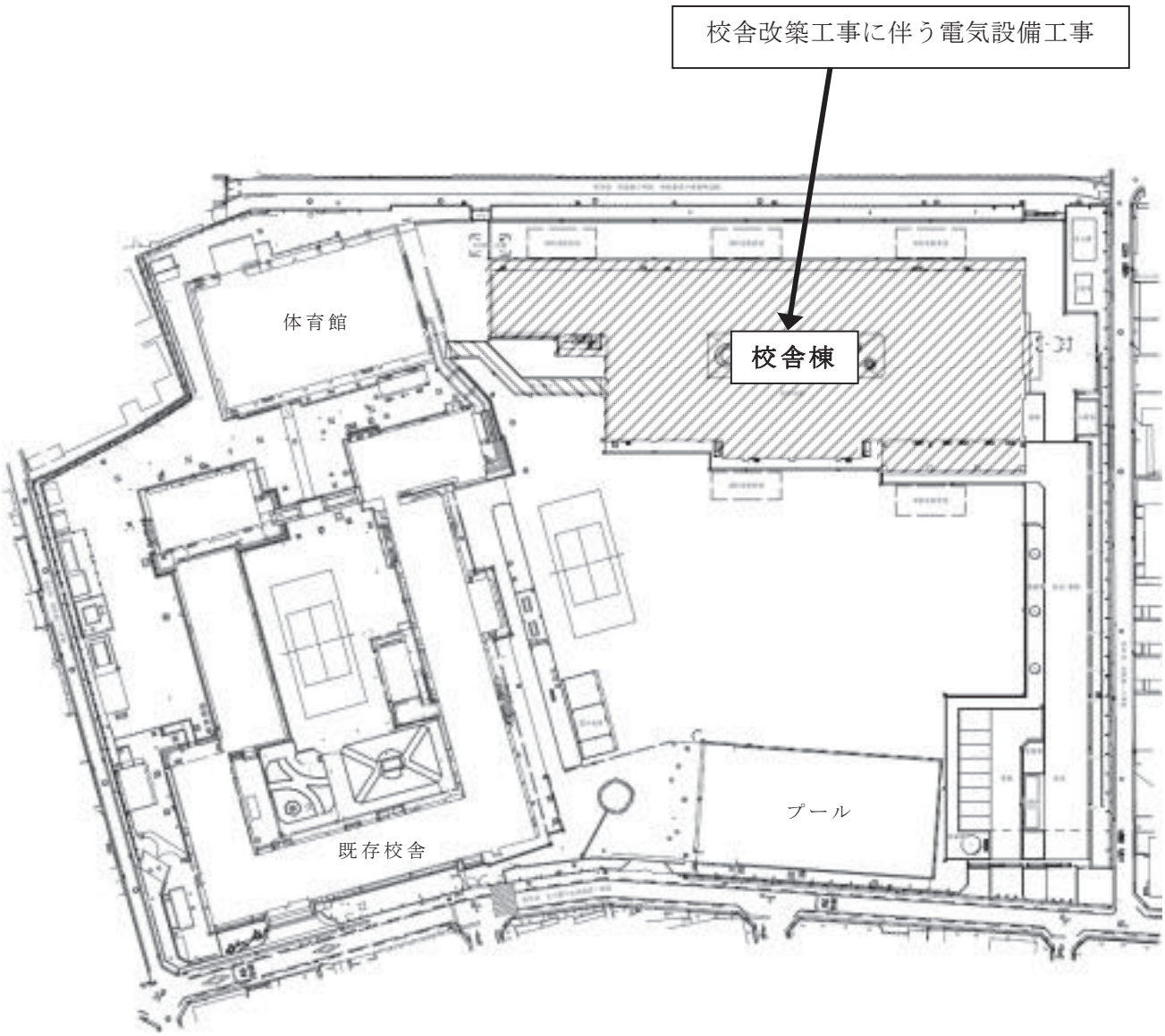

三国丘中学校校舎改築工事に伴う電気設備工事	No. 2	配置図

議案第　77　号

自転車賑わい拠点事業に係る公共施設の整備費用負担に関する協定書の締結について

次のとおり協定を締結する。

1　契約の目的　　自転車賑わい拠点事業に係る公共施設の整備

2　工事概要　　公共施設の整備に係る設計、建設及び工事監理業務

自転車拠点施設

（サイクルステーション、自転車体験施設、広場、駐車場）

民間活用施設

3　契約の相手方　　大阪市中央区南本町2-1-11ジェイ・プライド堺筋本町ビル3階

代表法人　　株式会社Andeco

代表取締役　早川　慶朗

代表構成員　株式会社鳥羽瀬社寺建築

代表取締役　稲岡　信義

他の構成員　一級建築士事務所川上聡建築設計事務所

代表　川上　聡

総合調査設計株式会社

代表取締役社長　笹井　浩

株式会社建真

代表取締役　近藤　真史

4　契約金額　　300,000,000円

5　仮契約の日　　令和7年7月24日

（議案第　77　号説明資料）

自転車賑わい拠点事業に係る公共施設の整備費用負担に関する協定書の締結について

1　契約の締結方法　　公募型プロポーザル

（地方自治法施行令第167条の2による）

2　施　行　期　間　　議会の議決を経た日から

令和9年1月31日まで

位 置 図

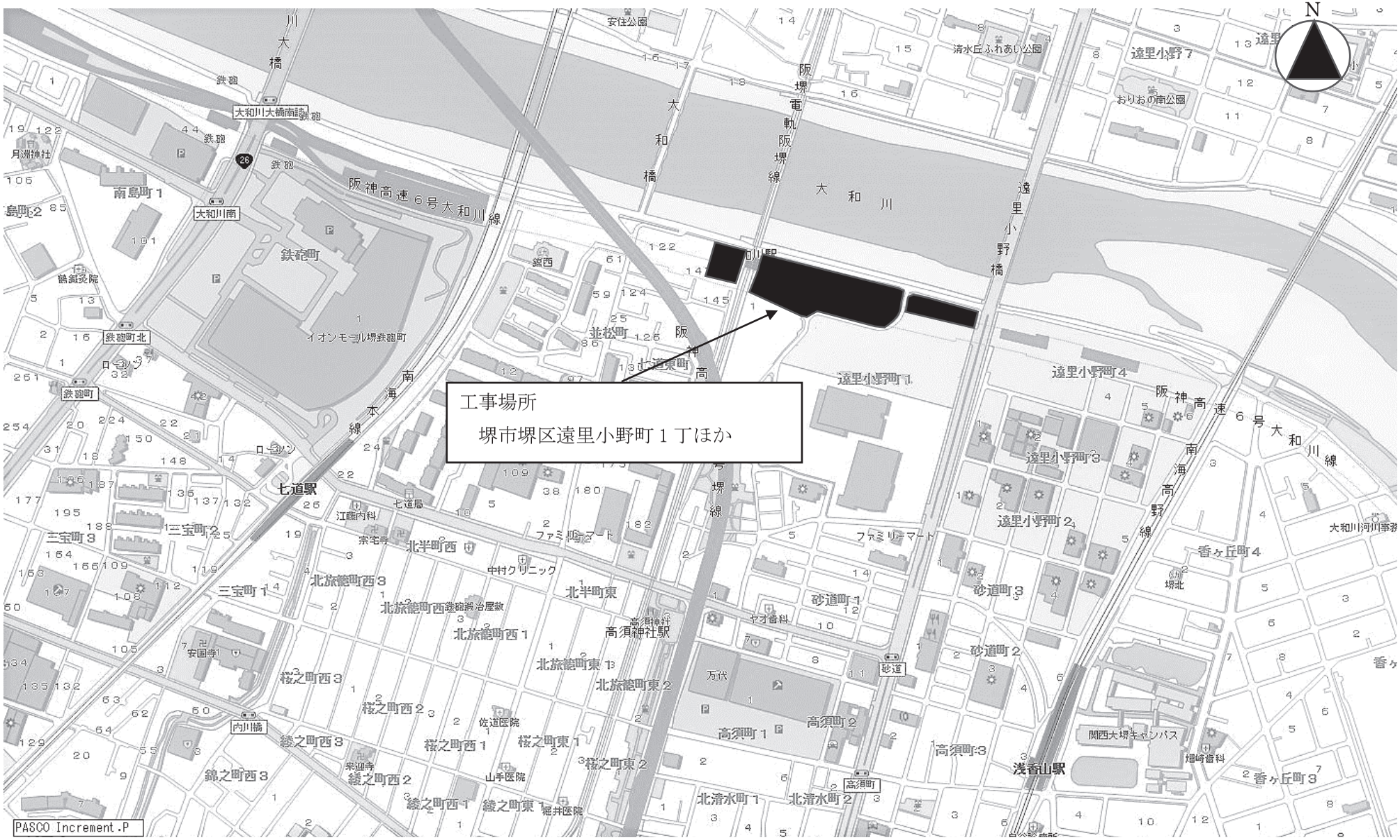
工事場所
堺市堺区遠里小野町１丁ほか
N
大和川
阪神高速６号大和川線
阪堺電軌阪堺線
遠里小野橋
大和橋
南海本線
南海高野線
七道駅
浅香山駅
高須神社駅
鉄砲町
南島町１
遠里小野町１
遠里小野町２
遠里小野町３
遠里小野町４
遠里小野町７
砂道町１
砂道町２
砂道町３
高須町１
高須町２
高須町３
北清水町１
北清水町２
北半町西
北半町東
北旅籠町西１
北旅籠町西３
北旅籠町東１
北旅籠町東２
桜之町西１
桜之町西２
桜之町西３
桜之町東１
桜之町東２
綾之町西１
綾之町西２
綾之町西３
綾之町東
錦之町西３
三宝町１
三宝町２
三宝町３
並松町
七道東町
香ヶ丘町３
香ヶ丘町４
関西大堺キャンパス
大和川大橋南詰
大和川南
鉄砲町北
内川橋
砂道
高須町
堺北
月洲神社
安住公園
清水丘ふれあい公園
おりおの南公園
イオンモール堺鉄砲町
ローソン
ファミリーマート
中村クリニック
佐道医院
山手医院
堀井医院
安国寺
来迎寺
宗宅寺
七道局
江藤内科
ヤオ歯科
畑崎歯科
大和川河川事務
PASCO Increment.P

議案第　78　号

物品の買入れについて

次のとおり、救助工作車Ⅲ型1台の買入れを行うものとする。

1　購　　入　　先　　兵庫県三田市テクノパーク32番地
株式会社モリタ　関西支店
支店長　谷口　裕和

2　購　入　金　額　　237,600,000円
うち取引に係る消費税額等　21,600,000円

3　仮 契 約 の 日　　令和7年7月18日

（議案第　78　号説明資料）

物品の買入れについて

1　契約の締結方法　　一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）

2　納　入　期　間　　議会の議決を経た翌日から
令和9年3月31日まで

3　入札執行日時　　1回目　令和7年7月10日　　午前10時00分
2回目　令和7年7月15日　　午前10時00分

4　入札参加者及び経過　　下記のとおり

（単位　円）

経過／参加者	第1回	第2回	備考
株式会社モリタ関西支店	217,500,000	216,000,000	落札
日本機械工業株式会社大阪営業所	236,000,000	辞退	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

議案第　79　号

物品の買入れについて

次のとおり、水槽付消防ポンプ自動車（CD-Ⅰ型、救助仕様）2台の買入れを行うものとする。

1　購　　入　　先　　兵庫県三田市テクノパーク32番地
株式会社モリタ　関西支店
支店長　谷口　裕和

2　購　入　金　額　　137,016,000円
うち取引に係る消費税額等12,456,000円

3　仮 契 約 の 日　　令和7年7月18日

（議案第　79　号説明資料）

物品の買入れについて

1　契約の締結方法　　一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）

2　納　入　期　間　　議会の議決を経た翌日から
令和9年3月31日まで

3　入札執行日時　　令和7年7月10日　　午前10時15分

4　入札参加者及び経過　　下記のとおり

（単位　円）

経過 / 参加者	第1回	備　考
株式会社モリタ関西支店	124,560,000	落札
日本機械工業株式会社大阪営業所	128,400,000	
小川ポンプ工業株式会社	129,700,000	
株式会社ナカムラ消防化学大阪営業所	130,520,000	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10％相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

議案第　80　号

町の区域の変更について

本市内の町の区域を次のとおり変更する。

1　変更の内容

(1) 松屋大和川通二丁の区域を別図 1 の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。

(2) (1)において除いた区域を松屋大和川通五丁の区域に別図 2 に示すとおり編入する。

2　施行期日

市長が定める。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 179 条の規定に基づき、南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の施行地区においては、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 2 条第 1 号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日とする。

3　措置する理由

住居表示に関する法律に基づく街区方式による住居表示の実施に伴い、町の区域を合理的なものに整備する必要があるため。

［根　拠］

地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

別図１

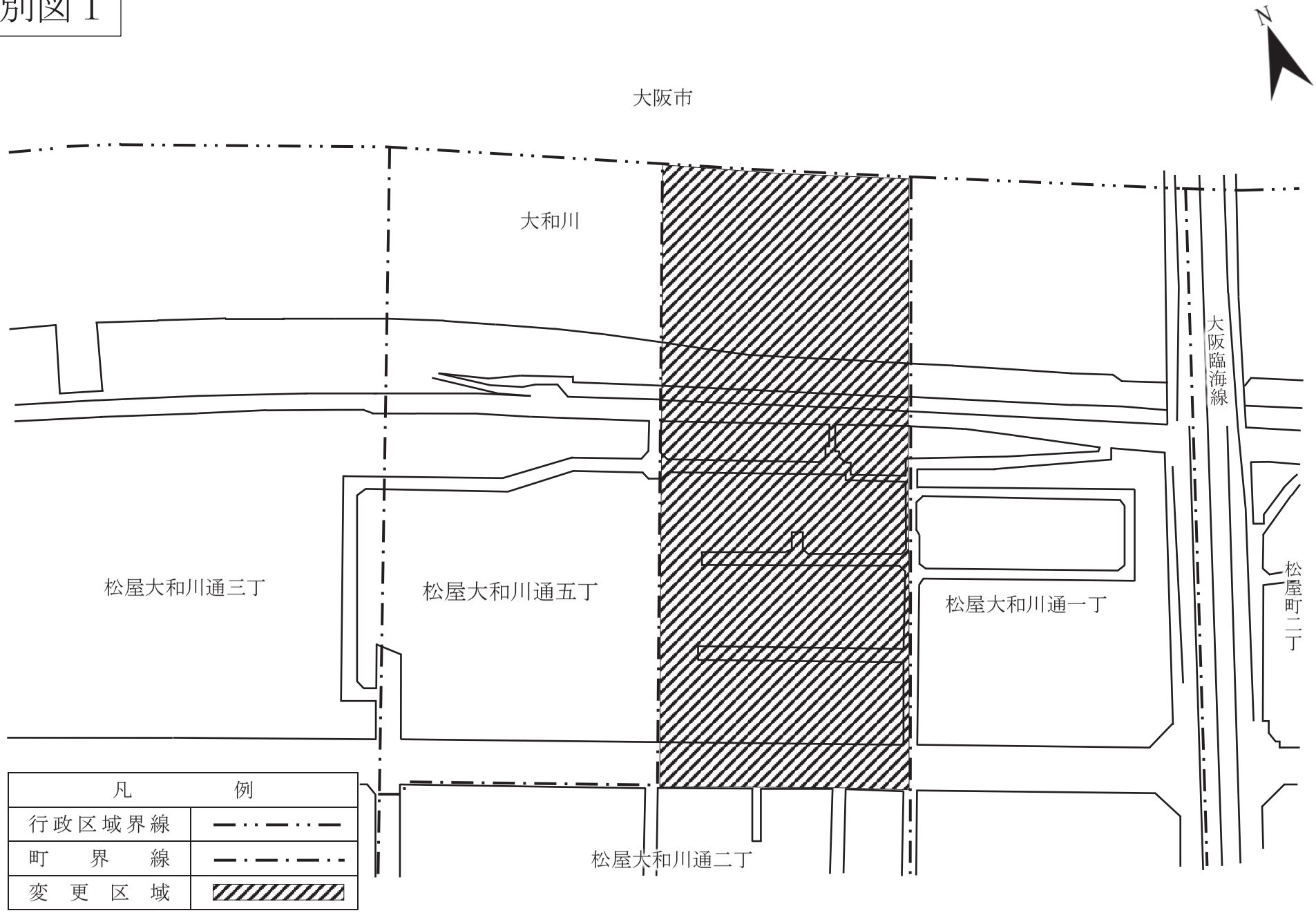
N
大阪市
大和川
大阪臨海線
松屋大和川通三丁
松屋大和川通五丁
松屋大和川通一丁
松屋町二丁
松屋大和川通二丁
凡　例
行政区域界線
町　界　線
変　更　区　域

別図２

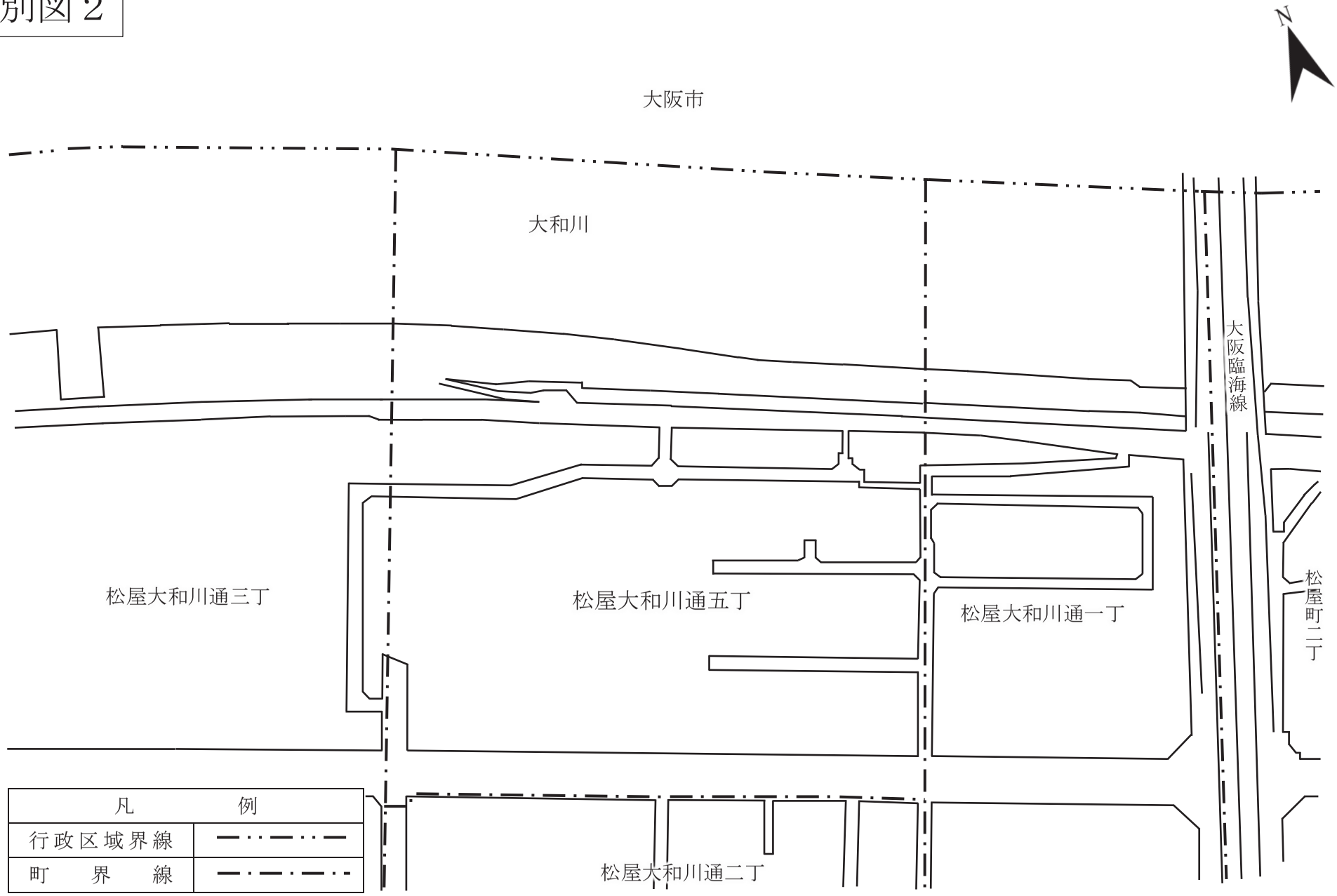
N
大阪市
大和川
大阪臨海線
松屋大和川通三丁
松屋大和川通五丁
松屋大和川通一丁
松屋町二丁
松屋大和川通二丁
凡　例
行政区域界線
町　界　線

議案第　81　号

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

［根　拠］

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市 道 路 線 認 定 調 書

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地	付　記
ｷ468	北野田１０４号線	東区北野田１７９番２地先 東区北野田１２９番７地先		本市施行
ﾋ983	日置荘原寺６６号線	東区日置荘原寺町１７２番２地先 東区日置荘原寺町２３７番１地先		開発に伴う寄付
ｵ747	大饗４８号線	美原区大饗１７４番１６地先 美原区大饗１７４番２０地先		〃
ｸ363	草部２３３号線	西区草部７９１番２１地先 西区草部７７６番４地先		都市計画法第３９条による帰属

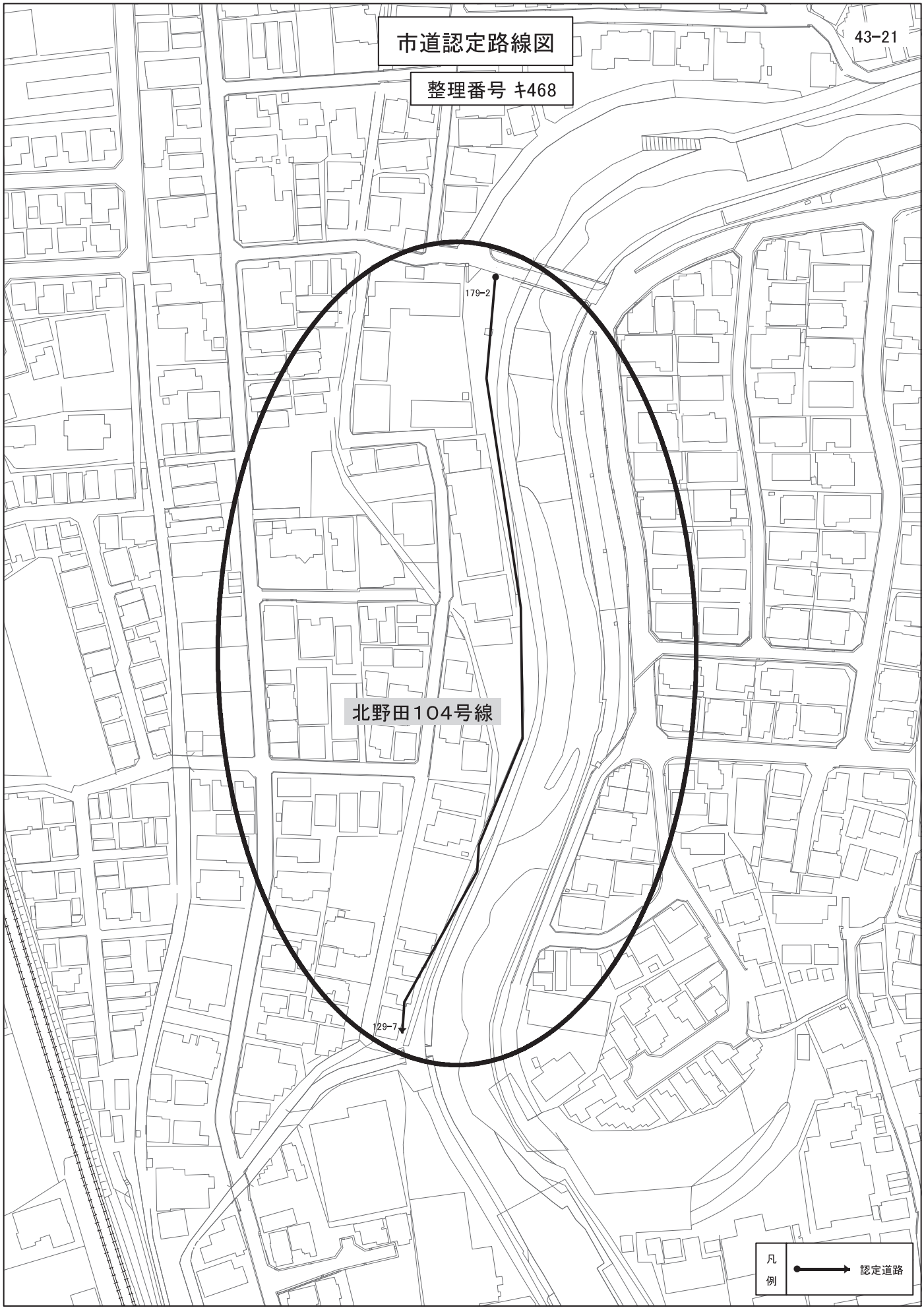
市道認定路線図
整理番号 キ468
43-21
179-2
北野田104号線
129-7
凡例
認定道路

市道認定路線図
整理番号 ヒ983
42-09
日置荘原寺66号線
172-2
237-1
凡例
認定道路

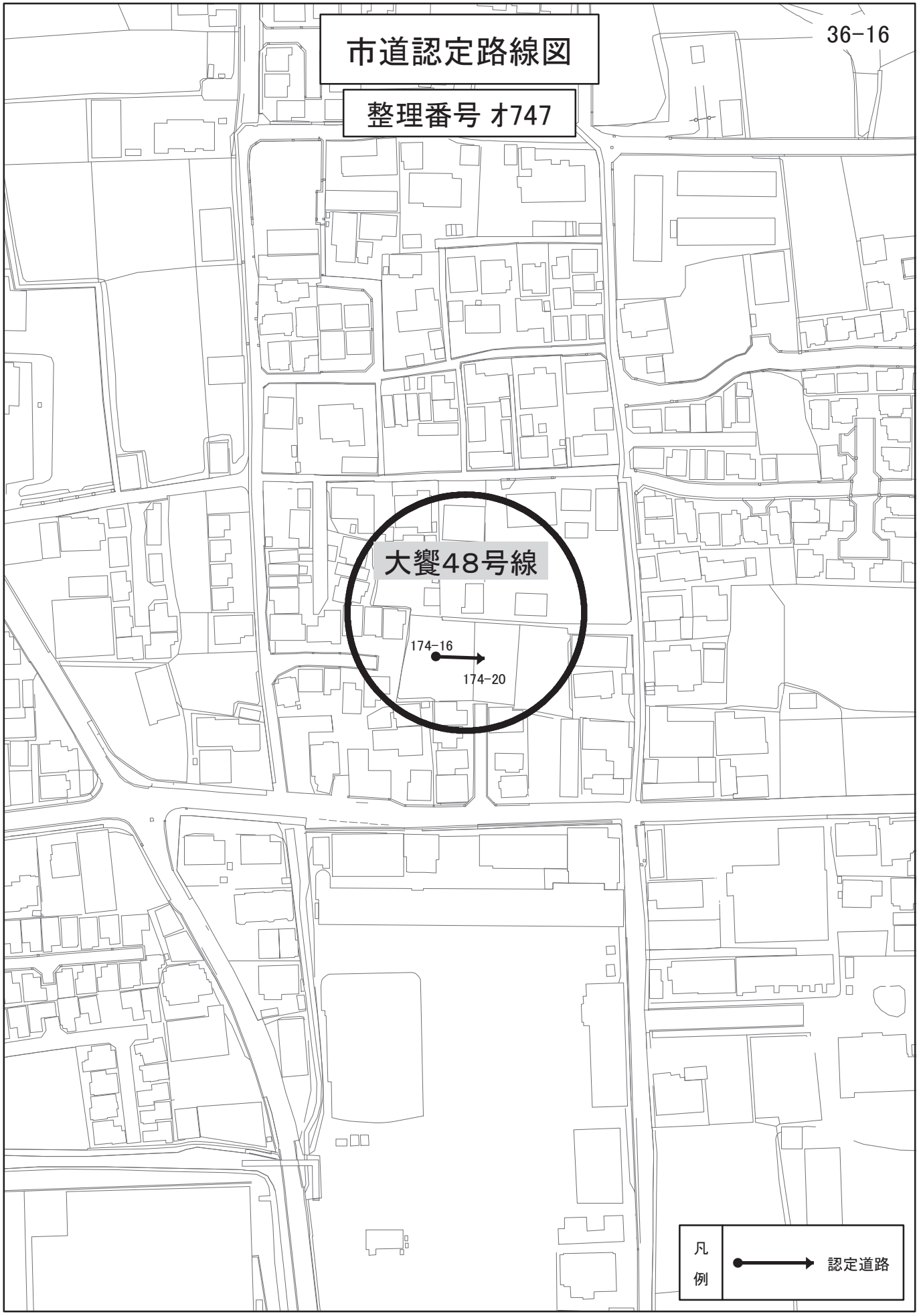
市道認定路線図
整理番号 オ747
36-16
大饗48号線
174-16
174-20
凡例
認定道路

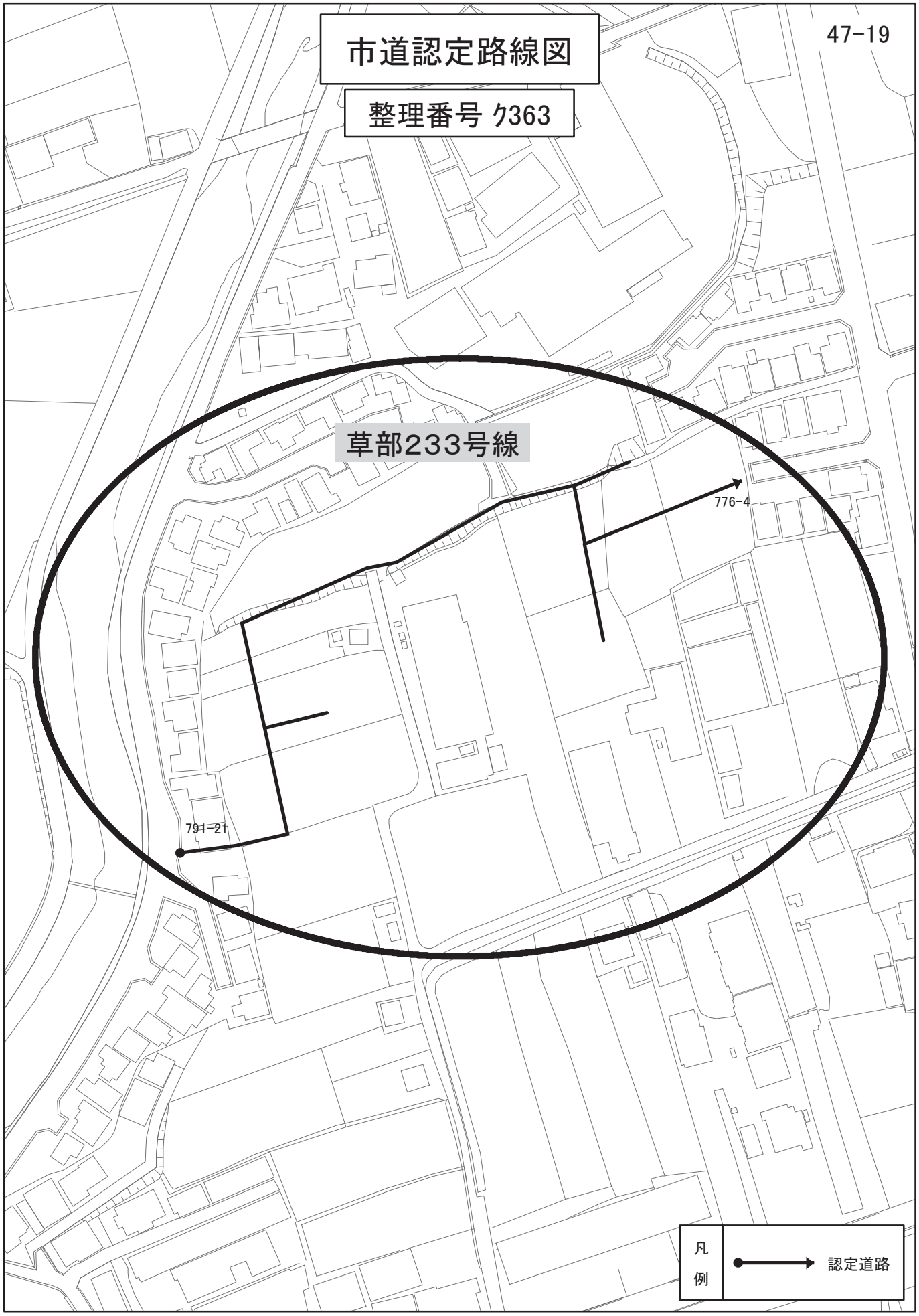
市道認定路線図
整理番号 ｸ363
47-19
草部233号線
776-4
791-21
凡例
認定道路

議案第　82　号

大字金田共有地処分について

次のとおり大字金田共有地を処分する。

1　処分物件の表示

所　在　地		地目	地積（㎡）		備　考
町　名	地　番		公簿面積	処分面積	
堺市北区金岡町	1937番1のうち	ため池	76,965	3,078.41	長池の一部
	1937番2のうち	堤	13,634	175.53	
	1937番10のうち	ため池	112	30.41	
	1937番12のうち	堤	258	181.35	
	2522番2のうち	堤	5,553	45.06	森池の一部

※処分面積は、実測面積の数値である。

2　処分者

金岡町自治連合会

代表者　堺市北区金岡町720番地　会長　木村　満

3　処分の相手方

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市　代表者　堺市長　永藤　英機

4　処分金額

金229,665,708円

5　処分理由

都市計画道路南花田鳳西町線（金岡・白鷺地区）事業用地として、堺市の買収に応じるため。

（議案第　82　号説明資料）

大字金田共有地処分について

1　処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金(円)	使途計画	金額(円)	備　考
金岡町自治連合会	229,665,708	地元公益事業費	144,695,968	
		水利権消滅補償費	62,009,740	
		堺市に対する納付金	22,960,000	10%相当額
計			229,665,708	

2　処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

3　登記の方法

本処分物件の全部事項証明書上の所有者は「共有地」であるため、議案書に記載の処分者に変更後、処分の相手方である堺市に変更する。

処分物件所在地付近見取図

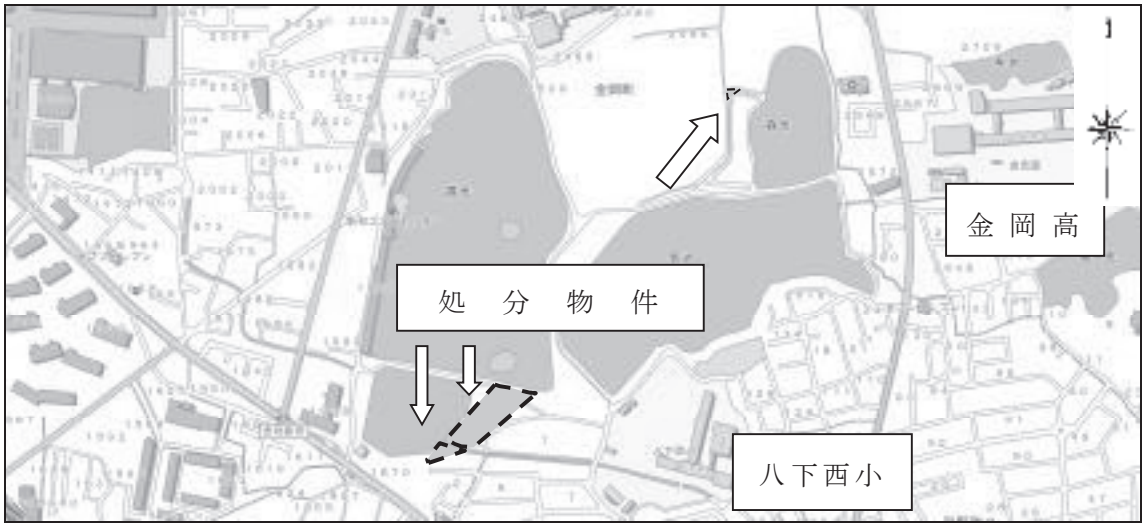

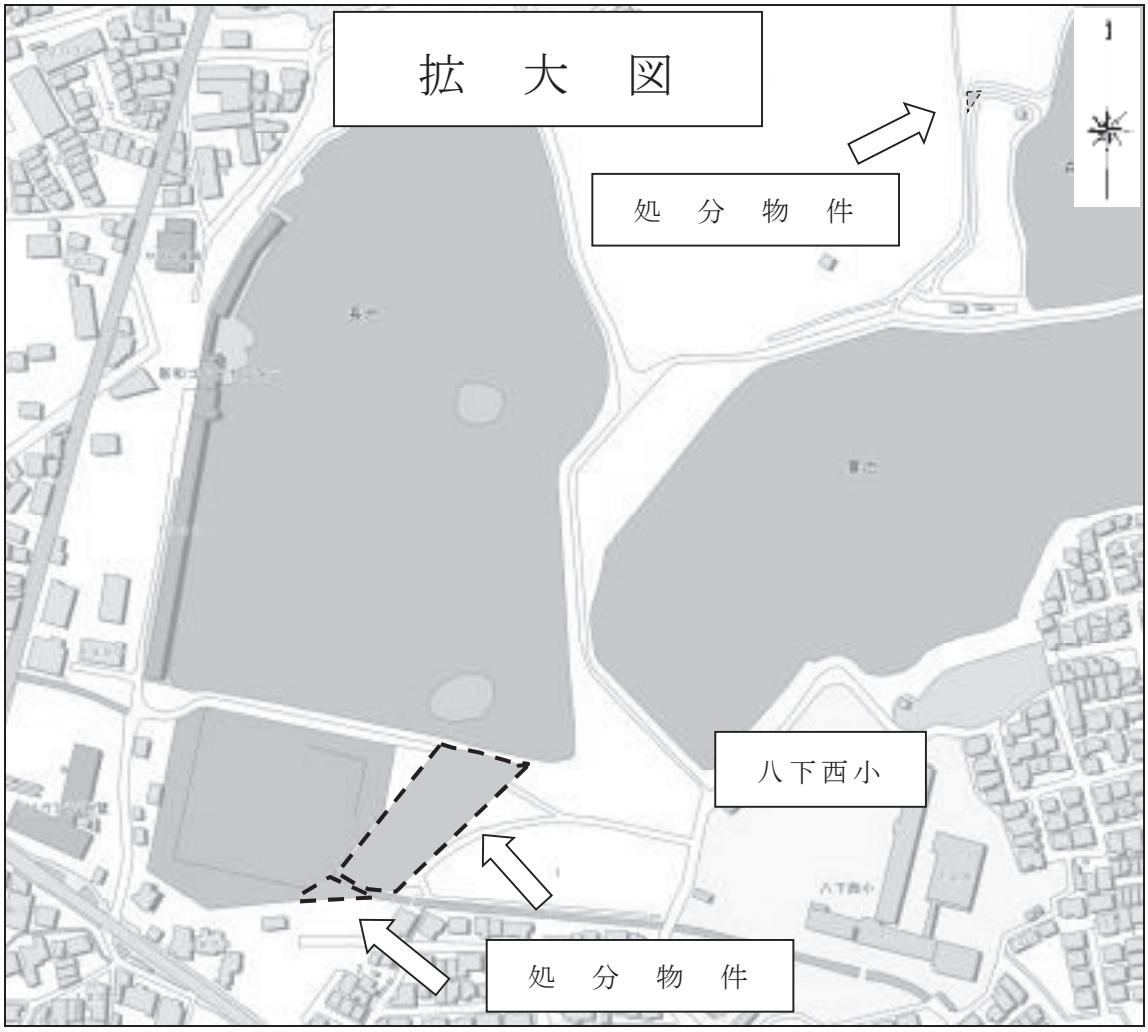

報告第　16　号

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

［根　拠］

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1　市長の専決事項の指定第１項による専決処分

(環境事業部クリーンセンター)

専決番号	専　決年月日	損害賠償の額(円)	相　手　方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
40	7.7.10	600,000	堺市北区＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和６年３月８日（金）午前８時50分ごろ、堺市堺区向陵西町４丁６番地先において、環境事業所職員の運転する本市車両が前方左側を走行中の相手方バイクを追い越す際、突如右折した相手方バイクに接触し、相手方を負傷させたもの。
57	7.7.18	185,196	堺市東区＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和７年３月24日（月）午前10時30分ごろ、堺市東区菩提町３丁5-1地先において、環境事業所職員が粗大ごみ収集のため本市車両のプレスプレートを作動させた際、プレスの圧力によりごみの一部が飛散し、付近を走行中の相手方車両のボンネットを損傷させたもの。

(保健所)

専決番号	専　決年月日	損害賠償の額(円)	相　手　方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
38	7.6.16	33,363	堺市美原区＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和７年３月26日（水）午前12時ごろ、堺市美原区黒山44番地先において、保健医療課職員の運転する本市車両が右折レーンに進入した際、右折レーンを走行中の相手方車両に接触し、損傷させたもの。
39	7.7.1	242,000	堺市西区＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和７年４月８日（火）午前10時45分ごろ、堺市西区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊において、感染症対策課職員の運転する本市車両が相手方駐車場に進入する際、入り口の壁面に接触し、損傷させたもの。

（住宅部）

専決番号	専　決年月日	損害賠償の額(円)	相　手　方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
58	7.7.25	114,800	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊（親権者）＊＊＊＊＊＊	令和2年11月4日(水)に、堺市堺区協和町 5 丁483 番地先の広場を相手方が歩行中、路面ブロックがめくれて生じていた段差に足をとられて転倒し、負傷したもの。

（土木部）

専決番号	専　決年月日	損害賠償の額(円)	相　手　方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
44	7.7.11	15,675	堺市南区＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和6年12月14日(土)午後3時ごろ、堺市南区御池台3丁17-1 地先において、相手方が市道御池台29 号線を歩行中、前方より自転車が来たため植樹帯に退避した際、植樹帯内にあった集水桝蓋に左足を乗せたところ蓋が落下し、左足等を負傷したもの。
42	7.7.11	801,295	堺市南区竹城台2丁15番1号	ＳＳツアーアシスト株式会社代表取締役髙木克夫	令和7年2月7日(金)午後7時ごろ、堺市堺区翁橋町 2 丁 1-1 地先において、相手方車両が国道310号を走行中、前方の倒れた道路照明灯に接触し、フロントバンパー等を損傷したもの。
41	7.7.11	13,893	堺市中区＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和7年3月29日(土)午後1時ごろ、堺市美原区小平尾 766-2 地先において、相手方車両が府道美原太子線を走行中、道路舗装のくぼみにタイヤが落ち込み、左前輪ホイールを損傷したもの。

専決番号	専　決年月日	損害賠償の額(円)	相　手　方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
43	7.7.11	22,551	堺市南区＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊ （親権者） ＊＊＊＊＊＊	令和7年4月9日(水)午前7時30分ごろ、堺市南区三原台1丁1-1地先において、相手方が自転車で市道竹城台38号線を走行中、道路舗装のくぼみに前輪が落ち込み転倒し、自転車等を損傷したもの。
46	7.7.11	2,574	富田林市＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和7年4月12日(土)午前11時30分ごろ、堺市美原区木材通3丁目1-50地先において、相手方が原動機付自転車で府道堺富田林線を走行中、道路舗装のはく離箇所を通行したところ、後輪タイヤがパンクしたもの。

（公園緑地部）

専決番号	専　決年月日	損害賠償の額(円)	相　手　方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
45	7.7.11	82,345	堺市美原区＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊ （親権者） ＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊	令和7年2月23日(日)午後4時ごろ、堺市美原区さつき野西3丁目10-1さくら公園において、相手方がすべり台横右側階段部を歩行中、ネジ釘を踏み、左足裏側を負傷したもの。

（東消防署）

専決番号	専　決年月日	損害賠償の額(円)	相　手　方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
49	7.7.16	45,103	南河内郡＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和6年12月28日(土)午前10時25分ごろ、堺市美原区丹上府道泉大津美原線美原JCT前交差点付近において、第1警防課職員の運転する消防自動車が、交差点で右折しようとした際、停車していた相手方車両に接触し、損傷させたもの。

（南消防署）

専決番号	専　決年月日	損害賠償の額(円)	相　手　方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
50	7.7.16	52,800	東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 2 号	ENEOS 株式会社代表取締役社長山　口　敦　治	令和 7 年 2 月 21 日(金)午後 2 時 35 分ごろ、堺市中区平井818番地4ドクタードライブ阪和堺インターサービスステーション敷地内において第 1 警防課職員の運転する消防自動車が相手方構造物に接触し、損傷させたもの。

２　市長の専決事項の指定第３項

（住宅部）

専決番号	専　決年月日	案件	債権等及び目的の価額	相　手　方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
51	7.7.17	訴えの提起について	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅明渡し並びに住宅使用料 352,902円及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊
52	7.7.17	訴えの提起について	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅明渡し並びに住宅使用料 262,700円及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊
53	7.7.17	訴えの提起について	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅明渡し並びに住宅使用料 358,300円及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊

及び第４項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1)　堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡しを求める。 (2)　住宅使用料　金 352,902 円及び入居承認取消し日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3)　訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の入居名義人である＊＊＊＊＊＊は、令和 7 年 3 月 24 日に入居者全員で転居したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。また、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 352,902 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1)　堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡しを求める。 (2)　住宅使用料　金 262,700 円及び入居承認取消し日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3)　訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の入居名義人である＊＊＊＊＊＊は住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 262,700 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1)　堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡しを求める。 (2)　住宅使用料　金 358,300 円及び入居承認取消し日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3)　訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の入居名義人である＊＊＊＊＊＊は、本市が定めた入居名義人以外の者を不正に入居させており、本市が再三再四にわたり退去を催告したにもかかわらず、いまだ同居状態のまま、今日に至っている。更にこの不正入居者は、周囲に配慮を欠いた行動を繰り返しており、市営住宅の共同生活の秩序を破壊している。また、入居名義人は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 358,300 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

専決番号	専　決年月日	案件	債権等及び目的の価額	相　手　方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
54	7.7.17	和解について	堺市中区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡し並びに住宅使用料相当損害金	堺市中区＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊
55	7.7.17	訴えの提起について	堺市中区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市中区＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊	亡＊＊＊＊＊＊相　続　人

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1)　本市は、相手方に対し、本件住宅につき、賃貸借契約の解除の意思表示を撤回し、引き続き賃貸する。 (2)　本市は、相手方に対し、相手方が令和7年7月分までの本件住宅の使用料滞納額を支払ったことを確認する。 (3)　相手方は、本市に対し、本件住宅の令和7年8月分以降の月額使用料について、毎月末日限り、当月分を支払う。 (4)　相手方が前項の本件住宅使用料の支払を2か月分怠ったときは、本件住宅の賃貸借契約は、本市から相手方に対する何らの意思表示を要せず、当然に解除となる。 (5)　前項により本件住宅の賃貸借契約が解除されたときは、相手方は、本市に対し、本件住宅を直ちに明け渡し、かつ、本件住宅使用料の滞納額及び賃貸借終了日の翌日から明渡し済みに至るまで、本件住宅の使用料と同額の割合による使用料相当損害金を支払う。 (6)　本市は、その余の請求を放棄する。 (7)　本市と相手方とは、本市と相手方との間において、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。 (8)　訴訟費用は、各自の負担とする。	建物明渡等請求事件 堺市中区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の入居名義人である＊＊＊＊＊＊は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。そのため、入居承認を取り消し、同住宅の明渡し並びに住宅使用料439,000円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当損害金の支払を求めて令和7年2月3日に提訴し、大阪地方裁判所堺支部で審理が進められていたところ、相手方から滞納分の住宅使用料全額及び住宅使用料相当損害金の支払があった。さらに、相手方から和解の要望があったため、今般、同裁判所から和解提案が出された。当該和解提案の内容を検討した結果、住宅使用料相当損害金の支払がなされるのであれば、これを受け入れることは妥当であると認められるので、当該提案のとおり和解するものである。
(1)　堺市中区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡しを求める。 (2)　死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当損害金の支払を求める。 (3)　訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市中区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の入居名義人である＊＊＊＊＊＊は、令和5年12月22日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

3　市長の専決事項の指定第５項

（子育て支援部）

専決番号	専　決年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住　所	氏　名	
47	7.7.15	東陶器こども園新築工事	堺市堺区神南辺町２丁76-1-324	株式会社源建設工業 代表取締役 中東陽子	変更前 836,256,300円 （消費税額等 76,023,300円） 変更後 874,862,692円 （消費税額等 79,532,972円）

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
38,606,392 円 （消費税額等 3,509,672 円）	工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額。 安全巡視員の増員配置等による増額。	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため増額となる。 また、地元との協議の結果、大型車両が通行する際は、見通しの悪い交差点に安全巡視員を増員配置したため、増額となる。 その他、設計時に確認困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、現場に合わせて再度検討を行ったところ、設計数量に増減が生じた結果、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。

（学校管理部）

専決番号	専決年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住所	氏名	
56	7.7.17	浜寺小学校校舎改築工事	堺市西区宮下町12番1号	堺土建・藤木組建設工事共同企業体 代表構成員 堺土建株式会社 代表取締役 下川好隆 他の構成員 株式会社藤木組 代表取締役 藤木幸生	変更前 2,414,853,573円 （消費税額等 219,532,143円） 変更後 2,439,849,324円 （消費税額等 221,804,484円）
48	7.7.15	大浜中学校長寿命化改修工事	堺市北区南花田町36番地1	大容建設 株式会社 代表取締役 中谷利行	変更前 295,990,200円 （消費税額等 26,908,200円） 変更後 308,867,383円 （消費税額等 28,078,853円）

変更額（増）	変更する内容	変更理由
24,995,751 円 （消費税額等 2,272,341 円）	工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額。	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を増額変更するものである。
12,877,183 円 （消費税額等 1,170,653 円）	工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額。 外壁改修施工数量の増減等による増額。	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため増額となる。 また、本工事の設計時に目視による現況調査を行い外壁改修の設計数量を決定したが、工事着手後、仮設足場から施工数量調査を行ったところ、目視による現況調査では確認できなかった劣化箇所が判明した。このため、施工数量において、当初の想定から増減が発生した結果、増額となる。 その他、設計時に確認困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、現場に合わせて再度検討を行ったところ、設計数量に増減が生じた結果、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。

令和７年第３回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その９）

令和７年８月　発　行

編集・発行　堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町３番１号
Tel 072-233-1101
ＵＲＬ　https://www.city.sakai.lg.jp/

配架資料番号
1-B2-25-0065